

<対策のポイント>

農地中間管理事業の重点実施区域等において、地域の多様なニーズに応じた、きめ細やかな耕作条件の改善を機動的に実施し、農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進するとともに、高収益作物への転換を図るため、計画策定から営農定着に必要な取組を一括支援します。

<政策目標>

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]

<事業の内容>

1. 地域内農地集積型

- 畦畔除去による区画拡大や暗渠排水等のきめ細やかな耕作条件の改善を機動的に支援します。

2. 高収益作物転換型

- 基盤整備を機動的に進めるとともに、輪作体系の検討や導入1年目の種子・肥料への支援など、高収益作物への転換に向けた計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせ支援します。

3. 農地集積推進型

- 担い手への農地集積を一層推進するため、推進費（整備費の最大5.0%）の交付により農業者の費用負担の軽減を図りつつ、基盤整備を機動的に支援します。

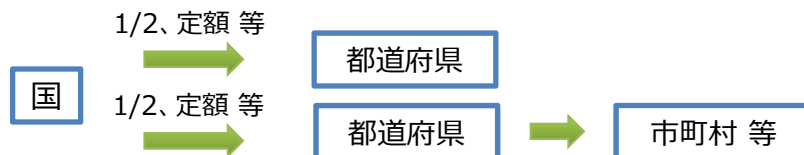
<機構集積協力金における農地整備・集約協力金の活用>

- リタイア農家が所有する農地等を機構を介して担い手に円滑に集約できるよう、機構集積協力金交付事業に創設された農地整備・集約協力金（整備費の最大12.5%）を活用することによって、農業者の費用負担の軽減を図ることが可能です。 ※下線部は拡充内容

<実施要件>

- ①事業対象地域が農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域等、
 - ②総事業費200万円以上、③受益者数2者以上、④機構との連携概要の策定
- ※ 2及び3の型については、上記要件に加えて、高収益作物への転換や担い手への農地集積等の要件あり。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

○きめ細やかな耕作条件の改善



畦畔除去



暗渠排水



土層改良



自動給水栓

○高収益作物への転換に向けた取組



検討会



技術研修会

農地耕作条件改善事業

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、**農地中間管理機構による担い手への農地集積を推進**するとともに、**高収益作物への転換を推進することが重要**。
- このため、**多様なニーズに沿ったきめ細かな耕作条件の改善を機動的に進めるとともに**、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を図る場合には、**計画策定から営農定着に必要な取組をハードとソフトを組み合わせ一括支援**。

1. 事業内容

《地域内農地集積型》最大5年（ハードは最大3年）

○定額助成

- ・ 区画拡大、暗渠排水、用水路の更新整備 等（※1）
- ・ 1地区あたり上限300万円（年基準額）の条件改善促進支援 等

（※1）定額助成単価は現場条件等に応じた標準的な工事費の1/2相当

○定率助成

- ・ 農業用排水施設、暗渠排水、区画整理、農作業道、農地造成 等
- ・ ICTによる水管理や防草対策等の維持管理の省力化支援 等

《農地集積推進型》最大5年（ハードは最大3年）

事業規模、農地集積・集団化等を実施要件として、農業者の費用負担の軽減を図りつつ、機動的な基盤整備を支援。

①機動的な基盤整備：《地域内農地集積型》の定率助成と同様（但し、単独実施は、面的整備（区画整理、農地造成、暗渠排水）のみ可能）

②集積推進費：ハード整備の事業費を対象に推進費を交付（最大5.0%等、国の補助率は1/2、補助残は地方公共団体の負担）

【農地集積推進型の実施要件】

- 面的整備の場合、事業対象農地は、**1ha（中山間等は0.5ha）以上の連坦化した農地**であること
- 総事業費が**1,000万円以上の都道府県営事業**であること
- 目標年度（事業完了後3年）までに、①担い手への**農地集積率が概ね50%以上向上し、事業対象農地の全てが集積**され、また、②担い手への**農地集団化率が向上し、概ね8割以上**となること

《高収益作物転換型》①②③で最大5年（ハードは最大3年）

① 高収益作物転換プラン作成支援（最大2年）

○定額助成（※2）

- ・ プラン作成に係る調査・調整、農産物の需給動向の把握、効果的な輪作体系の検討、販売先に係る調査 等



現場での講習・研修会

② 農地耕作条件改善（最大5年（ハードは最大3年））

《地域内農地集積型》と同様



高収益作物の導入（タマネギの収穫）

③ 高収益作物導入支援（最大5年）

○定額助成（※2）

- ・ 技術習得方法の検討と実践、技術者の育成、試験販売等の経営展開の支援、現場での研修会開催 等

○定率助成

- ・ 実証展示ほ場の設置・運営、導入1年目の種子・肥料等への支援、農業機械リース 等



検討会の様子

（※2）プランの作成や技術習得等に必要な経費を「高収益作物転換推進費」とし、1地区あたり上限300万円～500万円（年基準額）を支援

【高収益作物転換型の実施要件】

- 農業者2人以上（土地所有者含む）が取り組むこと
- ハード整備と併せ行うこと
- 作付面積のうち1/4以上を稲作等から新たに高収益作物に転換すること

2. 実施要件（共通）

- 農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域、本事業の実施により重点実施区域に指定されることが確実と見込まれる区域（これらを受益とする施設も対象）
- 総事業費200万円以上 ○ 受益者数2人以上 ○ 農地中間管理機構との連携概要の策定

3. 実施主体

- ・ 農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人等
- ・ **《農地集積推進型》は、都道府県のみ**



これなら思い通りの農業ができるわ！

農地耕作条件改善事業における機構集積協力金「農地整備・集約協力金」(H31新設)の活用

- 基盤整備が進んだ地域には、**未整備な農地**が存在している場合もあり、これらの農地は、例えば、高齢化等により農業者がリタイアした場合には、未整備であることから、**担い手が引き受けられず**、結果として、耕作放棄地となって、鳥獣被害の発生源となる等、周辺の担い手の経営環境にも**負の影響を及ぼす**おそれが高い。
- 一方で、そのような未整備農地は、周辺の**担い手に集約しやすい立地条件**にあることから、この農地を対象に基盤整備を行い、担い手に集約することで、**地域の農業生産性は一層向上**する。
- そこで、このような農地を対象とした**基盤整備と担い手への農地の集約**を促進するため、平成31年度予算において、機構集積協力金交付事業において、**農地耕作条件改善事業における農業者の費用負担の軽減に充当するための「農地整備・集約協力金」**を創設した。農地耕作条件改善事業において、本協力金を活用することで、**担い手への農地集約率**に応じて、**最大で農業者の負担なく基盤整備を実施**することが可能。

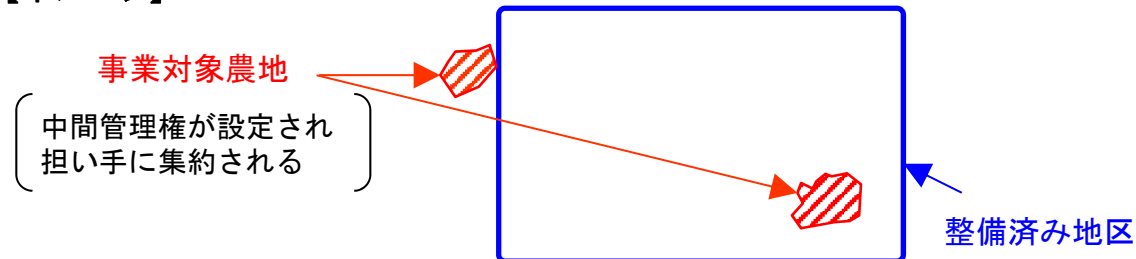
【協力金の交付対象事業】

農地耕作条件改善事業のうち**都道府県営事業**であって、交付要件を満たす地区

【協力金の主な交付要件】

1. 農地耕作条件改善事業の事業対象農地は、**基盤整備済み地区**に内在または隣接しているものであって、**地域内で合計10ha(中山間:5ha)未満**であること
2. 対象農地のすべてについて、**目標年度までに担い手に集積され**、かつ**農地中間管理権が協力金の申請日から15年以上設定**されていること
3. 対象農地を含む地域において、**農地を次世代につなぐための「次世代農業発展計画」**が都道府県によって策定されていて、また**人・農地プランの見直し(実質化)**を行うこと

【イメージ】



【農地整備・集約協力金】

目標年度における担い手の農地集約率（事業対象農地に占める、担い手に集約した面積）に応じて、農業者の事業費負担の軽減を目的として、**都道府県に交付**する。

$$\text{〇担い手の農地集約率} = \frac{\text{担い手に集約した事業対象農地面積}}{\text{事業対象農地面積}}$$

目標年度における担い手の農地集約率	交付率 (整備費に対する割合)
100%	12.5%
90%以上	8.5%
80%以上	5.0%

※機構集積協力金交付事業において措置
※平成35年度までの時限措置

<対策のポイント>

農業の持続的な発展を後押しするため、農業生産活動の基盤となる農業水利施設の機能の安定的な発揮に必要な機動的かつ効率的な長寿命化対策及び防災減災対策を、早期に効果が発現する地区を対象にきめ細かく推進するとともに、効果を最大限に発揮するための取組を支援します。

<政策目標>

- 施設機能が安定している基幹的農業水利施設の割合 約5割以上 [平成32年度まで]
- 湛水被害等が防止される農地及び周辺地域の面積 約34万ha (うち農地面積 約28万ha) [平成32年度まで]

<事業の内容>

1. きめ細やかな長寿命化対策

- 機能診断・機能保全計画に基づいた補修や更新、分水ゲート自動化、パイプライン化、水管理のICT化、自動給水栓の導入などによる水管理・維持管理の省力化を支援します。
- ハード対策を行うための、機能診断・機能保全計画の策定等を支援します。

2. 機動的な防災減災対策

- 小規模なため池を対象として、災害の未然防止に必要な施設整備、リスク管理のための観測機器の設置など、防災減災に資する対策を支援します。また、ため池の統廃合等を実施可能とします(定額)。

3. ため池の保全・避難対策

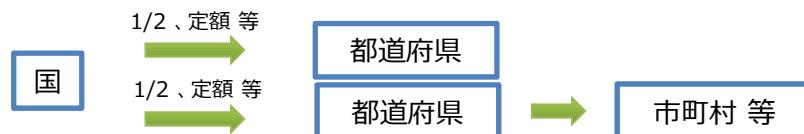
- ハザードマップの作成、監視・管理に必要な研修の開催、都道府県等を単位として行うパトロールなど監視・保全管理に資する活動等を支援します(平成32年度まで定額)。

<実施区域> 農振農用地、生産緑地(拡充)等

<実施要件>

- 1、2の対策：総事業費200万円以上、受益者数2者以上、
 工事期間3年 (ため池の場合は5年以内(拡充)) 以内等
 ※ 下線部は拡充内容

<事業の流れ> ※事業実施年度での採択申請が可能(複数回受付)



<事業イメージ>

きめ細やかな長寿命化対策



漏水防止のための整備



自動給水栓の導入



老朽化した施設の機能診断

機動的な防災減災対策



ため池の整備



ため池の統廃合

ため池の保全・避難対策



ため池の管理技術習得の研修

【お問い合わせ先】 農村振興局水資源課 (03-3502-6246)
 農村振興局防災課 (03-6744-2210)

農業水路等長寿命化・防災減災事業の拡充内容

1. 小規模なため池の防災減災対策の着実な促進と保全・避難対策の推進

ため池整備の推進

ため池整備の拡充

要件の拡充

ため池の整備を着実に実施するため、1地区当たりの工事期間を3か年以内から5か年以内に延長。

ため池整備に必要な調査計画の拡充

ため池の耐震性点検・調査の定額助成の上限額の拡充

ため池整備に必要な耐震性点検・調査については、1地区当たりの定額助成の上限額を3,000万円に引き上げ、複数のため池を同時に調査することで、効率的な調査を可能とする。
(定額助成の上限額の拡充は平成32年度まで)

監視・管理体制の強化

ため池の監視・管理体制の強化

補助率の定額化

ため池の状況を速やかに把握するための監視カメラや水位計等の管理施設の整備、ため池の防災機能を確保するために必要な施設の軽微な補修等について定額で支援する。
(定額助成は平成32年度まで)

ため池の統廃合の推進

事業の拡充

施設が決壊した場合、下流の家屋等に影響を与えるおそれのあるため池の廃止を定額で支援し、ため池の統廃合を加速化する。

【定額助成の上限額】

堤高5m未満	: 上限1,000万円/箇所
堤高5m以上10m未満	: 上限2,000万円/箇所
堤高10m以上	: 上限3,000万円/箇所

ため池の保全・避難対策の推進

ため池のハザードマップの作成

定額助成の上限額と要件の拡充

ため池のハザードマップ作成については、定額助成(上限無し)するとともに、ソフト単独での実施を可能とする。
(定額助成は平成32年度まで)

ため池の保全・管理体制の構築

要件の拡充

ため池の監視・管理に必要な技術習得のための研修の開催、地域住民を含めた管理体制の構築に資する活動についてソフト単独での実施を可能とする。(定額助成は平成32年度まで)

事業の創設

ため池の地域(市町村)又は都道府県単位で行う監視・保全管理に資する活動を支援。
(平成32年度まで定額助成(上限1,000万円)とし、以降は定率とする)

2. 都市農地の保全を図るため長寿命化対策の実施区域を拡充

拡充の背景

近年、都市農業は、住民に地元産の新鮮な農産物を提供する機能のみならず、都市住民が身近に農業に親しむ場所や災害時の避難場所の提供など多様な機能の発揮という観点から、住民の評価が高まっている(「都市農業振興基本計画」(平成28年閣議決定)で、都市農地は「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと位置付けが転換)。本国会での都市農地の貸借の円滑化に関する法律の成立を契機として拡充を行う。

<拡充(追加する区域)> ①生産緑地法に基づく生産緑地【市街化区域内】、②地方公共団体との契約・条例等により適正な保全が図られている農用地【市街化調整区域内】において、現況施設の機能を維持するものに限る。また、次のいずれかに該当する農地を受益地を含むこと(A:生産物を地元直売所等で販売、B:市民農園など農業に親しむ場を提供、C:防災協力農地など防災の観点から必要)。

農家負担金軽減支援対策事業

【平成31年度予算概算決定額 4,044 (3,256) 百万円】

<対策のポイント>

土地改良事業等の農家負担金の無利子貸付等を行うことにより、農家負担金の軽減を図り、農用地の利用集積等を促進します。

<政策目標>

担い手が利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [平成35年度まで]

<事業の内容>

1. 水田・畑作経営所得安定対策等支援事業

- 担い手農地利用集積率の一定以上の増加が確実と見込まれる土地改良区等に対して、農家負担金の5/6を限度に無利子貸付を行います。

2. 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

- 一定規模以上被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る営農再開までの負担金の償還利子相当額を土地改良区等に対して助成します。

3. 農地有効利用推進支援事業

- 担い手への農地利用集積率が向上することが見込まれる地区に対して、以下の支援を行います。

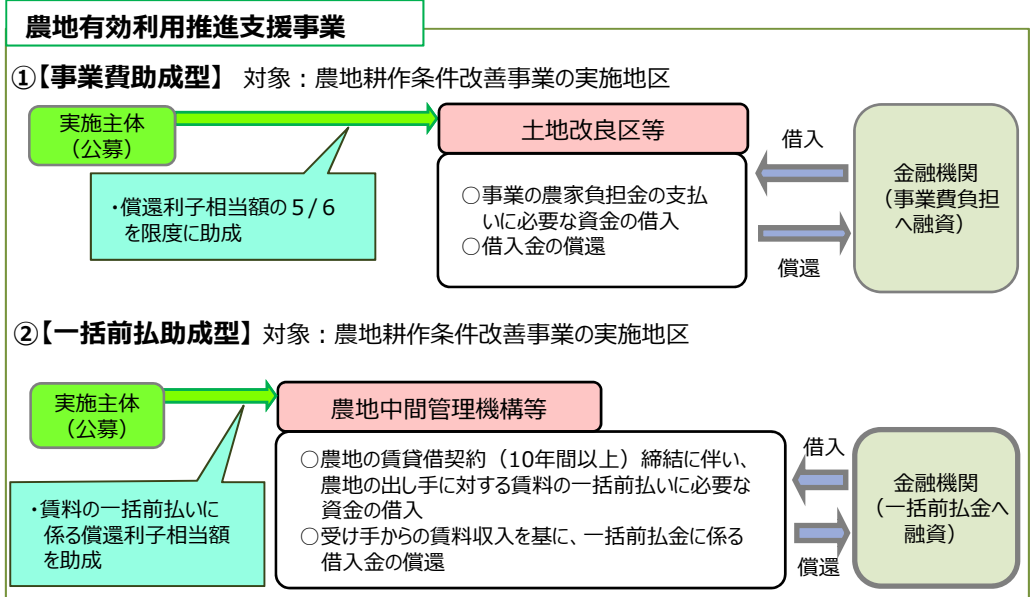
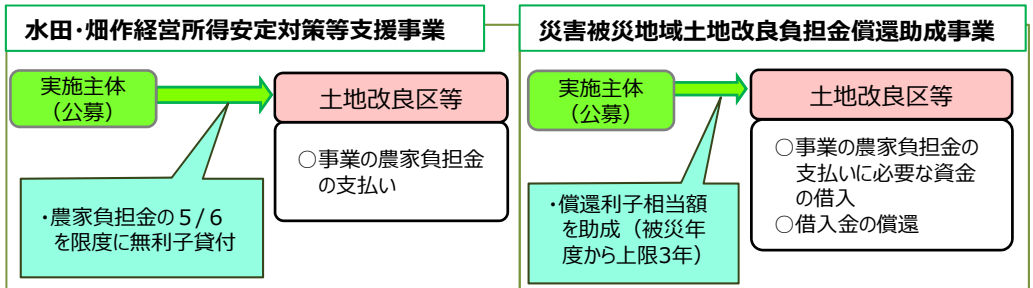
① 農家負担金の償還利子相当額の5/6を限度に土地改良区等に対して助成します。

② 農地の長期間の賃貸借契約締結に伴い、土地改良事業償還金等債務のある農地の出し手に対する賃料の一括前払いに必要な借入資金にかかる償還利子相当額を農地中間管理機構等に対して助成します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 農村振興局農地資源課 (03-3502-6277)